第 3 章　breadwinner 基準による世帯類型別の中間層の再計算

第 1 節　はじめに

本小論は、所得の観点から定義される中間所得層（以下、中間層と記す）の割合に注目した研究において現役世帯と引退世帯を区分して分析する際に、世帯主の定義によって、現役世帯や引退世帯の規模や中間層の割合がどのように変化するかを明らかにする。具体的には、世帯主の定義に関して、世帯自身が回答した情報を基に世帯主を定義する場合と、世帯を構成する者の所得の情報を基に世帯主を定義する場合とで、現役世帯や引退世帯の規模や中間層の割合にどのような違いが生じるのかを検証する。

篠崎・高橋（2023）は厚生労働省の『国民生活基礎調査』(以下、『国生』と記す）の個票データを使用して、1980 年代から 2010 年代にかけての日本の中間層割合の推移について明らかにしている研究である。篠崎・高橋（2023）は分析の中で、世帯主の年齢の情報に基づいて分析対象の世帯全体を現役世帯と引退世帯に分け、引退世帯の増加が日本全体の中間層割合の推移に与える影響について考察している。分析に際して、世帯主の定義としては、『国生』が提示する定義、すなわち、「年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者」を使用している。

『国生』のように、世帯側の判断を基にして世帯主を定めるやり方は、他の政府統計でも確認できる。例えば、総務省統計局の『国勢調査』では世帯主を「収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断」によって決めるものとしている。同じく総務省統計局の『労働力調査』や『就業構造基本調査』でも省令（労働力調査規則や就業構造基本調査規則）の中で世帯主を「世帯を主宰する世帯員」としている。

標本調査に回答する世帯側の負担に鑑みると、世帯主の情報を回答する際に、戸籍や住民基本台帳等の情報に拠らず、世帯側の判断に任せるやり方には一定の合理性がある。そして以前は、『国生』の「世帯の中心となって物事をとりはかる者」、あるいは『労働力調査』や『就業構造基本調査』の「世帯を主宰する世帯員」と、世帯の中で主たる所得を得ている者との乖離がおそらくは小さかったために、特に調査世帯の所得に注目して分析を行う際に、世帯側の判断に基づく世帯主の情報を用いても、大きな問題は生じなかったといえる。しかし、中長期的に人口構成の高齢化や未婚化などが進展し、世帯側の判断に基づく世帯主が世帯の中で主たる所得を得ている者ではないケースが生じるようになると、調査世帯の所得に注目して分析を進める際に、世帯側の判断に基づく世帯主の情報をそのまま用いてよいのかについては、再度検討の余地があるといえる。

本小論では、篠崎・高橋（2023）の内容を再検討し、世帯主の定義を『国生』が提示する定義から他の定義に変更した場合に、分析の結果がどのように変化するかを確認する。本小論の構成は下記の通りである。2 節で本小論で使用するデータならびに本小論の分析方法について説明する。3 節で分析結果および分析結果を受けた考察を示す。4 節で結論と残され

た課題について述べる。

第 2 節 分析方法

本小論で再検討するのは、篠崎・高橋（2023）の分析結果のうち、複数の世帯類型ごとに中間層割合を計算した部分である。使用するデータは『国生』の 2006 年（調査年は 2007 年）と 2021 年（同 2022 年）の個票データである。所得の観点から中間層を把握する方法については篠崎・高橋（2023）の 3.1 節に詳細に記述されている。また、世帯類型の作成方法については、同じく篠崎・高橋（2023）の 4.4 節に説明がある。以下では、世帯主の定義の方法について特に述べることとする。

先に述べたように『国生』が提示する世帯主の定義は「世帯の中心となって物事をとりはかる者」である。中長期的に人口構成の高齢化や未婚化などが進展するとき、この定義で把握される世帯主は、必ずしも世帯の中で主たる所得を得ている者ではなくなる。例えばすでに引退した高齢の親と未婚の有業の子どもが同一の世帯に居住する場合、世帯側の判断に基づく世帯主は高齢の親のいずれかになる可能性が高い。一方で、この世帯において主たる所得を得ている者は未婚の有業の子どもである可能性がある。所得格差の程度を算出する、あるいは中間層の割合を世帯の所得の観点から把握する、など世帯の所得に関わる分析を行う際に、世帯主の年齢で分析サンプルを分割することがよく行われるが、先の例で世帯側の判断に基づく世帯主の情報を用いると、この世帯は高齢者の世帯に分類されることになる。しかし実態としては、この世帯の所得は未婚の子どもの所得に大きく依存しており、年金所得のみに依存しているいわゆる引退世帯のイメージとは全く異なる様相を持つ世帯である。この世帯を仮に引退世帯に分類した場合、引退世帯の中には、年金所得のみに依存するような世帯と､子どもの所得の存在により所得が加算されている世帯の両方が含まれることになる。

このような混同を避けるためには、世帯主の定義を『国生』が提示する定義から別の定義に変更する必要がある。本小論で試行するのは、総務省統計局の『全国消費実態調査』『全国家計構造調査』(以下、それぞれ『全消』『全家』と記す）が提示する定義である。『全消』『全家』では世帯主を「名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人」と定義する。一般的な言葉で言い換えれば、世帯の大黒柱（breadwinner。『国生』の用語でいうところの「最多所得者」）を世帯主と定義している。この定義を使用する場合、世帯を構成する者の所得の情報を基に世帯主を定義しているので、特に世帯の所得に関わる分析を行う場合に、世帯主の情報と世帯所得の情報との関連性を強く保った形で分析できることが期待される。本小論では、世帯主の定義をこの『全消』『全家』の定義に変更したとき、篠崎・高橋（2023）が行ったような複数の世帯類型ごとに中間層割合を計算した結果がどのように変化するのかを確認する。

『国生』は、世帯を構成する者すべての所得ならびに税金、社会保険料などの情報を把握できる点に特徴がある。よって『国生』では、個人レベルで当初所得や可処分所得など、複

数の所得情報を把握することができる。世帯主の定義を「世帯の家計の主たる収入を得ている人」とした場合の収入について、本小論では、社会保障給付を受け取り、税金や社会保険料を支払う前の所得（『国生』では総所得と呼ばれている）の情報を使用することとする。

第 3 節 分析結果

2006 年と 2021 年の『国生』の個票データを用いて計算した結果を、それぞれ図表 3-1、図表 3-2 に示す。両図表とも、世帯類型別に見た中間層の割合と世帯類型のシェアを示している。「『国生』提示の世帯主年齢の情報に基づいて計算した場合」と書かれた列が世帯側の判断を基に世帯主を定義した場合、「世帯主＝最多所得者と定義し最多所得者の年齢に基づいて計算した場合」と書かれた列が breadwinner 基準で世帯主を定義した場合を、それぞれ指している。

2 つの図表を見てすぐわかるのが、世帯側の判断に基づく世帯主と breadwinner 基準の世帯主で、中間層割合やシェアの値が同じになる世帯類型と、値が異なる世帯類型があることである。値が異なるのは、世帯類型のうち、大人が二人以上の世帯類型である。大人が一人の世帯類型では、世帯主の定義の変更に伴う中間層割合やシェアの値の変更は生じていない。

値の変更が生じている世帯類型のうち変更の幅が最も大きいのは、2006 年は世帯主年齢が 65 歳以上で大人が二人以上かつ就業者が一人以上の世帯（以下、世帯類型 13 番の世帯と記す）、2021 年は世帯主年齢が 18 歳から 64 歳で大人が二人以上かつ子どもはおらず就業者が一人の世帯（同世帯類型 6 番）である。世帯類型 13 番の世帯において中間層割合の値は、2006 年は 56.4%から 45.1%に（11.3%ポイントの低下）、2021 年は 63.3%から 56.6%に（6.6%ポイントの低下）、それぞれ値が低下している。このことは、世帯側の判断に基づく世帯主とは別に、世帯の家計の主たる収入を得ている者がいる世帯が、世帯類型 13 番の世帯の中に一定数存在していることを示唆している。この家計の主たる収入を得ている者は、おそらくは現役世帯である可能性が高いので、世帯主の定義変更に伴い、世帯類型 13 番の世帯のシェアは 2006 年も 2021 年も大幅に低下している（それぞれ 7.2%ポイント、8.0%ポイントの低下）。

世帯主の定義変更により世帯類型 13 番の世帯のシェアが低下した裏で、世帯主年齢が 18 歳から 64 歳の現役世帯の中でシェアが上昇した世帯類型がいくつか確認できる。2006 年、2021 年ともに、シェアが上昇している世帯類型はおおよそ共通しており、大人が二人以上で子どもがおらず就業者が二人以上の世帯（同、世帯類型 5 番の世帯）、大人が二人以上で子どもがおらず就業者が一人の世帯（同、世帯類型 6 番の世帯）、大人が二人以上で子どもがおり就業者が二人以上の世帯（同、世帯類型 8 番の世帯）などである。これらの世帯類型では、シェアの上昇と並行して中間層割合の値も上昇しており、特に世帯類型 6 番の世帯では、2006 年も値が上昇（3.7%ポイントの上昇）したが、2021 年は上昇の幅がさらに大きくなっている（7.3%ポイント）。人口構成の高齢化と少子化、未婚化が進む中で、高齢の親の年金等

の社会保障給付と未婚の一人の子どもの所得を合算する形で、中間層の範囲に含まれる水準の等価可処分所得を得ている世帯が増えているものと推察される。

世帯主の定義変更に伴い、世帯類型 13 番の世帯のシェアが低下し、世帯類型 5、6、8 番の世帯のシェアが上昇した結果、現役世帯（世帯主年齢 18 歳から 64 歳）と引退世帯（世帯主年齢 65 歳以上）のシェアならびに中間層割合の値も変化している。2006 年と 2021 年に現役世帯のシェアはそれぞれ 7.3%ポイント、8.0%ポイント上昇し、引退世帯のシェアは現役世帯のシェアが上昇した分だけ低下した。また、世帯主の定義が変更された結果、特に引退世帯の中間層割合が大きく変化し、2006 年は 7.2%ポイント、2021 年は 5.3%ポイント、それぞれ低下している。世帯側の判断に基づく世帯主の情報を用いた場合、引退世帯の中間層割合とシェアは、breadwinner 基準の世帯主の情報を用いた場合と比べると、過大に評価されているといえる。

第 4 節 結論

本小論では、世帯主の定義を変更した場合に、現役世帯や引退世帯のシェアや中間層の割合がどのように変化するのかについて、厚生労働省の『国民生活基礎調査』の個票データを用いて検証した。『国民生活基礎調査』の中で定義されている世帯主の定義とは別に、世帯を構成する者のうち所得が最も高い者を世帯主と見なした場合、引退世帯のシェアや中間層割合の値が低下し、現役世帯の値が上昇することが確認された。

本小論で試行したような世帯主の定義変更は、篠崎・高橋（2023）の分析対象である中間層割合に加えて、平均所得や再分配の程度など、所得に関わる他の指標にも深く関連する。例えば世帯の平均所得を世帯主の年齢で区分したグループごとに計算し表章するといった作業は頻繁に行われるが、世帯主の定義次第で、計算の結果は大きく変わりうる。2 節や 3 節で触れたように、人口構成の高齢化と未婚化が進み、高齢の親と未婚の子どもが同居する世帯が増える状況下で、高齢の親を世帯主としてとらえた場合、引退世帯の中には年金所得のみに依存するような世帯と、子どもの所得の存在により所得が加算されている世帯の両方が含まれることになる。これは引退世帯の平均所得の水準を引き上げることにつながり、年金所得のみに依存するような世帯のみに注目した場合と比べて、引退世帯の所得水準をより高めに評価することになる。

構造調査（周期調査）の政府統計も時系列的な接続可能性に配慮した形で公表されることが重要であり、表章する項目に関して定義等の変更を実施することに対しては十分に慎重でなければならない。その上で、現役世帯、引退世帯の世帯構成が多様化する社会において、調査対象世帯の状況をより多面的に評価するためには、個票データの再集計などを通じて、政府統計が想定する観点とは異なる観点から世帯の構造をとらえ直す作業も、また必要であると言えよう。本小論で試みた breadwinner 基準の世帯主の情報に基づく分析も、世帯の構造を異なる観点からとらえ直す作業の 1 つといえる。世帯主の定義を breadwinner 基準と

することで、例えば『国生』と『全国消費実態調査』『全国家計構造調査』を同一の世帯類型を適用して、両者の結果を比較検討するなどの分析を行う余地が生まれるが、そのような作業に関しては今後の課題としたい。

参考文献

篠崎武久・高橋陽子（2023）. 縮む日本の中間層 :『国民生活基礎調査』を用いた中間所得層に関する分析（JILPT Discussion Paper 23-03）.
https://www.jil.go.jp/institute/discussion/2023/documents/DP23-03.pdf

図表 3-1　2 つの世帯主の定義に基づく中間層割合と世帯類型シェア（2006 年）

	中間層の割合 %		世帯類型のシェア %	
	『国生』提示の世帯主年齢の情報に基づいて計算した場合	世帯主＝最多所得者と定義し最多所得者の年齢に基づいて計算した場合	『国生』提示の世帯主年齢の情報に基づいて計算した場合	世帯主＝最多所得者と定義し最多所得者の年齢に基づいて計算した場合
世帯類型計	58.1	58.1		
世帯主年齢 18-64 歳	61.6	63.0	67.8	75.1
1 大人が一人、子どもなし、就業者あり	49.7	49.7	3.3	3.3
2 大人が一人、子どもなし、就業者なし	16.2	16.2	1.0	1.0
3 大人が一人、子どもあり、就業者あり	14.6	14.6	1.4	1.4
4 大人が一人、子どもあり、就業者なし	6.9	6.9	0.2	0.2
5 大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上	61.9	63.2	19.9	22.6
6 大人が二人以上、子どもなし、就業者一人	59.0	62.7	6.7	8.3
7 大人が二人以上、子どもなし、就業者なし	38.4	43.8	1.4	1.4
8 大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上	67.7	68.7	21.2	23.7
9 大人が二人以上、子どもあり、就業者一人	68.2	68.3	12.5	13.0
10 大人が二人以上、子どもあり、就業者なし	16.0	16.0	0.1	0.1
世帯主年齢 65 歳以上	51.5	44.3	32.2	24.9
11 大人が一人、就業者あり	37.6	37.6	0.7	0.7
12 大人が一人、就業者なし	25.7	25.7	3.2	3.2
13 大人が二人以上、就業者一人以上	56.4	45.1	19.4	12.1
14 大人が二人以上、就業者なし	51.1	50.3	8.9	8.9

資料出所）『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。
注 1）中間層は、等価可処分所得に基づき定義されている。
注 2）中間層層の範囲は以下の通り。
中間層の範囲 ＝ 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満

図表 3-2 2 つの世帯主の定義に基づく中間層割合と世帯類型シェア（2021 年）

	中間層の割合 %		世帯類型のシェア %	
	『国生』提示の世帯主年齢の情報に基づいて計算した場合	世帯主＝最多所得者と定義し最多所得者の年齢に基づいて計算した場合	『国生』提示の世帯主年齢の情報に基づいて計算した場合	世帯主＝最多所得者と定義し最多所得者の年齢に基づいて計算した場合
世帯類型計	57.6	57.6		
世帯主年齢 18-64 歳	62.2	64.2	54.6	62.6
1 大人が一人、子どもなし、就業者あり	54.7	54.7	5.5	5.5
2 大人が一人、子どもなし、就業者なし	13.9	13.9	0.9	0.9
3 大人が一人、子どもあり、就業者あり	24.6	24.6	1.3	1.3
4 大人が一人、子どもあり、就業者なし	17.7	17.7	0.1	0.1
5 大人が二人以上、子どもなし、就業者二人以上	61.3	63.2	17.0	20.4
6 大人が二人以上、子どもなし、就業者一人	59.4	66.7	5.5	8.7
7 大人が二人以上、子どもなし、就業者なし	30.1	33.9	0.8	0.7
8 大人が二人以上、子どもあり、就業者二人以上	72.7	73.4	17.5	18.9
9 大人が二人以上、子どもあり、就業者一人	64.9	65.6	5.9	6.0
10 大人が二人以上、子どもあり、就業者なし	20.2	18.7	0.1	0.1
世帯主年齢 65 歳以上	53.2	47.9	45.4	37.4
11 大人が一人、就業者あり	47.4	47.4	1.9	1.9
12 大人が一人、就業者なし	26.6	26.6	5.6	5.6
13 大人が二人以上、就業者一人以上	63.3	56.6	25.3	17.3
14 大人が二人以上、就業者なし	45.8	45.5	12.6	12.6

資料出所）『国民生活基礎調査』個票データより筆者ら計算。
注 1）中間層は、等価可処分所得に基づき定義されている。
注 2）中間層層の範囲は以下の通り。
中間層の範囲 ＝ 等価可処分所得で測った中位所得の 75% 以上 200% 未満